

# 新しい税制の行方

(平成28年度税制改正大綱 主要関連部分)

**NAKAJIMA  
CERTIFIED  
TAX ACCOUNTANT  
OFFICE**

株 式 会 社 A M T A

中 島 税 理 士 事 務 所

〒540-0032 大阪市中央区天満橋京町2番13号 ワキタ天満橋ビル5F

TEL 06-6941-6782 FAX06-6941-6783

**NAKAJIMA CERTIFIED TAX ACCOUNTANT OFFICE**

URL : <http://www.nkj-zei.com>

# 目次

- |    |        |         |
|----|--------|---------|
| 1. | 法人税制   | 2 ~ 6   |
| 2. | 所得税制   | 7 ~ 12  |
| 3. | 消費税制   | 13 ~ 17 |
| 4. | 納税環境整備 | 18 ~ 20 |

# 1. 法人税制

## (1) 法人実効税率の引下げ

法人税率(国税部分)が、

・平成28年4月1日以後開始事業年度 と平成30年4月1日以後開始事業年度

の2段階で引下げられます。

		現行		改正案		
		平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成28年4月1日以後 開始事業年度	平成29年4月1日以後 開始事業年度	平成30年4月1日以後 開始事業年度
・中小法人(※) ・一般社団法人等 ・人格のない社団等	年800万円以下の所得	15%	19%	15%	19%	19%
	年800万円超の所得	23.9%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
中小法人以外の普通法人		23.9%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%

※中小法人とは、資本金の額が1億円以下(大法人の完全子会社等以外)の法人

**※中小法人等の軽減税率(年800万円以下の所得部分)の15%部分は、平成29年4月開始事業年度以降は、19%となります。**

# 1. 法人税制

## (2) 欠損金の繰越控除期間・控除限度額の見直し

- ① 欠損金の繰越控除限度割合が下記の通り、見直しが行われます。
- ② 欠損金の繰越期間について、9年から10年への延長の適用が1年延期となりました。

区分	内容	平成27年4月1日 開始事業年度	平成28年4月1日 開始事業年度	平成29年4月1日 開始事業年度	平成30年4月1日 開始事業年度以後
大法人	控除限度額	所得金額(※2) × 65%	所得金額 × 65% ⇒ 所得金額 × <b>60%</b>	所得金額 × 50% ⇒ 所得金額 × <b>55%</b>	所得金額 × 50%
	繰越期間	9年		10年 ⇒ <b>9年</b>	10年
中小法人等(※1)	控除限度額	所得金額 × 100%			
	繰越期間	9年		10年 ⇒ <b>9年</b>	10年

※1 中小法人とは、資本金の額が1億円以下（大法人の完全子会社等以外）の法人

※2 その事業年度の欠損金の繰越控除前の所得金額

# 1. 法人税制

## (3) 減価償却制度の見直し

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備・構築物の償却方法について、定率法が廃止され、**定額法に一本化**されます。

※**所得税についても同様**です。

資産区分	平成10年3月31日 までに取得したもの	平成19年3月31日 までに取得したもの	平成19年4月1日 以後に取得したもの	平成28年4月1日 以後に取得したもの
建物	旧定額法 又は 旧定率法	旧定額法	定額法	
建物附属設備・構築物		旧定額法又は旧定率法	定額法又は定率法	定額法のみ
機械装置・船舶・航空機 車両運搬具・工具器具備品				定額法又は定率法
無形固定資産	旧定額法		定額法	

# 1. 法人税制

## (4) 生産性向上設備投資促進税制の廃止

生産性向上設備投資促進税制(A類型・B類型)については、

**平成29年3月31日(事業供用日)をもって廃止**されます。

※所得税についても同様です。

選択適用

		平成26年1月20日 ～平成28年3月31日	平成28年4月1日 ～平成29年3月31日	平成29年4月1日～
特別償却	機械装置等 下記以外	即時償却	50%特別償却	
	建物、構築物		25%特別償却	
税額控除	機械装置等 下記以外	5%	4%	
	建物、構築物	3%	2%	

# 1. 法人税制

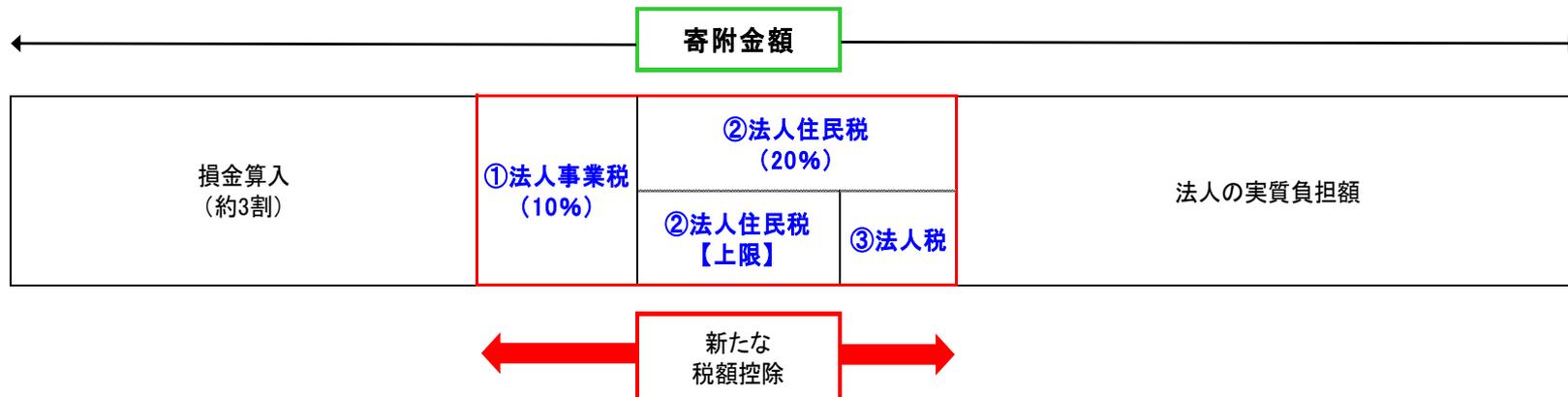
## (5) 企業版ふるさと納税の創設

地方公共団体が行う一定の地方創生事業に対して法人が行った寄附について、**法人事業税・法人住民税及び法人税の税額控除**が創設されます。

※現行の損金算入措置(約3割の負担軽減)に加えて下記の税額が控除されます。

	控除額	控除税額の上限
法人事業税	① 寄附額の10%	法人事業税額の20%
法人住民税	② 寄附額の20% ・道府県民税法人税割額から5% ・市町村民税法人税割額から15%	道府県民税法人税割額の20% 市町村民税法人税割額の20%
法人税	③ 法人住民税で控除しきれなかった額 (寄附額の10%が限度)	法人税額の5%

※地域再生法の改正法の施行の日から平成32年3月31日までの間に支出する寄附金について適用されます。



当資料は、平成27年12月10日自由民主党・公明党発令の平成28年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成28年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 所得税制

### (1) 空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例の創設

相続により取得した被相続人の居住用不動産を譲渡した場合において次の要件に該当するときは、居住用不動産の譲渡所得の3,000万円特別控除を適用することができます。

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された被相続人の居住用家屋（区分所有建築物を除く）であること
- ② 相続開始の直前において被相続人以外に居住者がいなかったこと
- ③ 平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間の譲渡（※）であること  
（※相続の時から相続の開始があった日以後3年を経過する日の属する年の12月31日までの間の譲渡）
- ④ 譲渡価額が1億円を超えないこと
- ⑤ 譲渡をした家屋又は敷地は、相続時から譲渡（除却）時まで、事業、貸付、居住の用に供されていたことがないこと  
（被相続人の居住用家屋を除却した場合のその敷地を譲渡する場合は、その除却時まで事業、貸付、居住の用に供されていたことがないこと）
- ⑥ 譲渡時まで必要（地震に対する安全性に係る規定に適合）な耐震基準を行っていること

## 2. 所得税制

### (2) 住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設-①

自己所有の居住用家屋について一定の三世代同居改修工事等をして、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次の①又は②のいずれかの特例が適用できます。

#### ①住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除

控除期間	居住年から5年間	
特別控除額	下記の三世代同居改修工事等の区分に応じ、下記イ、ロの合計額 ※住宅借入金年末残高1,000万円を限度とする。	
区分	イ 一定の三世代同居改修工事 (250万円を限度)	住宅借入金等の年末残高×2%
	イ 一定の三世代同居改修工事 (251万円を限度)	イ以外の住宅借入金等の年末残高×1%

※1 「一定の三世代同居改修工事」とは、①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを増設する工事(改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であって、その工事費用の合計額(補助金控除後)が50万円を超えるものをいいます。

※2 償還期間5年以上の住宅借入金等が対象となります。

※3 三世代同居改修工事等の証明書の発行は、一定の評価機関、検査機関等が行うものとします。

※4 その他の要件は現行の住宅の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の要件と同様とします。

当資料は、平成27年12月10日自由民主党・公明党発令の平成28年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成28年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 2. 所得税制

### (2) 住宅の三世代同居改修工事等に係る特例の創設-②

②既存住宅に係る三世代同居改修工事をした場合の所得税額の特別控除

控除期間	居住年のみ
特別控除額	一定の三世代同居改修工事に係る標準的な工事費用相当額 (250万円を限度) × 10%

★既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象に追加されます。

※1 「一定の三世代同居改修工事」とは、①調理室、②浴室、③便所又は④玄関のいずれかを増設する工事(改修後、①から④までのいずれか2つ以上が複数となるものに限る。)であって、その工事費用の合計額(補助金控除後)が50万円を超えるものをいいます。

※2 標準的な工事費用相当額＝改修部位ごとの標準的な工事費用の額×改修箇所数

※3 その年の前年以前3年内において本税額控除の適用を受けた場合は、その年分においては本税額控除の適用を受けることはできません。

※4 その年分の合計所得金額が3,000万円を超える年分については適用できません。

## 2. 所得税制

### (3) 居住用財産の譲渡・買換え等の特例の適用期限延長

次に掲げる居住用財産の譲渡・買換え等の特例について、適用期限が2年延長されます。

	現行	改正案
① 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例	平成27年12月31日	平成29年12月31日
② 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等		
③ 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等		

① **所有期間10年超**の居住用財産を買い換える場合において、譲渡した居住用財産について譲渡益が発生したときに、一定の要件のもと譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができる特例

② **所有期間5年超**の居住用財産を住宅ローンを組んで買い換えた場合において、譲渡資産の譲渡損失の金額を他の所得と損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない部分の金額があるときは、その金額を一定の要件のもとに翌年以後3年間繰越すことができる特例

③ **所有期間5年超**の住宅ローン残高がある居住用財産を譲渡した場合において、譲渡資産の譲渡損失の金額を他の所得と損益通算し、損益通算してもなお控除しきれない部分の金額があるときは、その金額を一定の要件のもとに翌年以後3年間繰越すことができる特例

## 2. 所得税制

### (4) 非居住者の住宅取得等に係る措置の拡充

非居住者期間中に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をした場合についても下記の住宅取得等に係る措置が適用できることとなります。

住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除

※1 現行の居住者が満たすべき一定の要件を満たしている場合に限りです。

※2 非居住者が平成28年4月1日以後に住宅の新築若しくは取得又は増改築等をする場合について適用されます。

## 2. 所得税制

### (5) 医療費控除の特例措置

スイッチOTC医薬品の購入費用についてセルフメディケーション(自主服薬)推進のための所得控除制度が創設されます。

※ただし現行の医療費控除との併用はできません。

	スイッチOTC薬控除【創設】 ※	医療費控除【現行】
控除対象	スイッチOTC医療品の購入対価	医師又は歯科医師による診療又は治療の対価 治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価 等
対象者	自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族  ただし、次の検診等又は予防接種（医師の関与があるものに限る）を受けていることを要件とする。 ①特定健康診査 ②予防接種 ③定期健康診断 ④健康診査 ⑤がん検診	—
控除金額	一定のスイッチOTC医薬品の合計額－①－② ① 保険金等により補填される部分の金額 ② 12,000円	医療費の合計額－①－② ① 保険金等により補填される部分の金額 ② 100,000円 (>総所得金額等×5%⇒総所得金額等×5%)
控除限度額	88,000円	200万円

※平成29年1月1日から平成33年12月31日までに支出した場合に、その年分の所得税・住民税に適用されます。

## 3. 消費税制

### (1) 軽減税率制度の導入-①

- ・消費税の**軽減税率制度**が平成29年4月1日から導入されます。
- ・平成33年4月1日からは**適格請求書等保存方式(インボイス制度)**が導入されますが、それまでの間(平成29年4月1日～平成33年3月31日)は**区分記載請求書等保存方式**が採用されます。

#### ① 軽減税率制度

##### 【軽減税率対象品目】

- ・ 飲食料品の譲渡(酒類、外食サービスを除く)
  - ※ 飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっている資産については、飲食料品に該当しません。  
但し、一定金額以下の少額資産で、主たる部分が飲食料品から構成されているものについては、その全体を飲食料品として軽減税率の対象となります。
- ・ 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡

##### 【税率】

8%・・・国税6.24% + 地方税1.76%

**増税(8%→10%)が延期された場合等には、新たな措置が講じられる可能性あり**

### 3. 消費税制

#### (1) 軽減税率制度の導入-②

##### ② 適格請求書等保存方式導入までの経過措置

平成29年4月1日～平成33年3月31日までの間は簡素な経理方式として「**区分記載請求書等保存方式**」が採用されます。

##### 【請求書等】

- 売り手が発行する従来の請求書の記載事項に、
  - ・軽減税率の対象品目である旨
  - ・税率ごとに合計した対価の額、が加わります。(免税事業者も、区分記載請求書を交付できる)
- 買い手については、区分記載請求書の保存が仕入税額控除の要件となります。  
(免税事業者からの仕入れも、仕入税額控除可)

なお、上記の記載事項については、買い手が事実に基づき追記できるものとする。

##### 【納付税額の計算方法】

- 現行どおり、適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」により算出します。

##### 【税額計算の特例】

	基準期間の課税売上高	適用期間	経過措置の内容
軽減税率 売上割合	5,000万円以下	平成29年4月1日～平成33年3月31日 (4年間)	①通常の連続する10営業日の課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合 ②課税仕入等に占める軽減対象課税資産の譲渡等によりのみ要するものの割合(卸売業・小売業)
	5,000万円超	平成29年4月1日～平成30年3月31日 (1年間)	③軽減対象課税資産の譲渡等を50%とする
軽減税率 仕入割合	5,000万円以下	平成29年4月1日～平成30年3月31日 (1年間)	課税資産の譲渡等に占める軽減対象課税資産の譲渡等の割合(卸売業・小売業) ※5,000万円以下の事業者(免税事業者を除く)についての簡易課税制度については、届出書を提出した日の属する課税期間から適用する。【平成29年4月1日～平成30年3月31日】
	5,000万円超		

※売上の区分集計が困難な事業者・仕入の区分集計が困難な事業者についての特例措置です。

当資料は、平成27年12月10日自由民主党・公明党発令の平成28年度税制改正大綱に基づき作成しております。法案可決時点(平成28年3月予定)で変更が生じる可能性があります。

## 3. 消費税制

### (1) 軽減税率制度の導入-③

#### ③ 適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入 ※平成33年4月1日～

「適格請求書発行事業者」から交付を受けた「適格請求書」の保存が仕入税額控除の適用要件となります。

※適格請求書発行事業者の登録の申請受付は平成31年4月1日～

#### 【請求書等】

○適格請求書の記載事項適格請求書としては、②の請求書の記載事項に

- ・発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ・税率ごとに合計した対価の額及び適用税率、等が加わります。

○免税事業者からの課税仕入れは、原則、仕入税額控除はできません。

#### 【納付税額の計算方法】

売上税額、仕入税額の計算は、

- ・「適格請求書」に記載のある消費税額等を積み上げて計算する「積上げ計算」
  - ・適用税率ごとの取引総額に110分の10、108分の8を乗じて計算する「割戻し計算」
- のいずれかが選択できます。

ただし、売上税額について「割戻し計算」を採用する場合に限り、仕入税額も「割戻し計算」が適用できます。

#### 【免税事業者からの仕入れに係る控除の特例】

免税事業者からの課税仕入れについては、経過措置として、

適格請求書等保存方式の導入後3年間は、仕入税額相当額の80%、その後の3年間は仕入税額相当額の50%の控除ができます。

### 3. 消費税制

#### (2) 高額資産を取得した場合における消費税の適用関係の見直し-①

税抜1,000万円以上の**高額資産を取得又は建設等**した場合には、下記の各課税期間については、**消費税の簡易課税制度及び事業者免税点制度が適用できません。**

##### ① 高額資産の課税仕入れ等を行った場合

⇒ 高額資産の課税仕入れ等の日の属する課税期間からその課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1
【現行】	課税仕入れ等を行った課税期間	免税・簡易適用 <b>可能</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>
【改正案】	課税仕入れ等を行った課税期間	免税・簡易適用 <b>不可</b>	免税・簡易適用 <b>不可</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>

※高額資産とは、一取引単位につき、支払対価の額が税抜1,000万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産とします。

### 3. 消費税制

#### (2) 高額資産を取得した場合における消費税の適用関係の見直し-②

##### ② 自ら建設等を行った場合

⇒ 建設等に要した費用の額が税抜1,000万円以上となった日の属する課税期間から建設等が完了した日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間

	H28.4.1	H29.4.1	H30.4.1	H31.4.1	H32.4.1	H33.4.1
【現行】	建設等の費用の額が1,000万円以上となった課税期間	建設期間中 免税・簡易適用 <b>可能</b>	建設等が完了した課税期間 免税・簡易適用 <b>可能</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>
【改正案】	建設等の費用の額が1,000万円以上となった課税期間	建設期間中 免税・簡易適用 <b>不可</b>	建設等が完了した課税期間 免税・簡易適用 <b>不可</b>	免税・簡易適用 <b>不可</b>	免税・簡易適用 <b>不可</b>	免税・簡易適用 <b>可能</b>

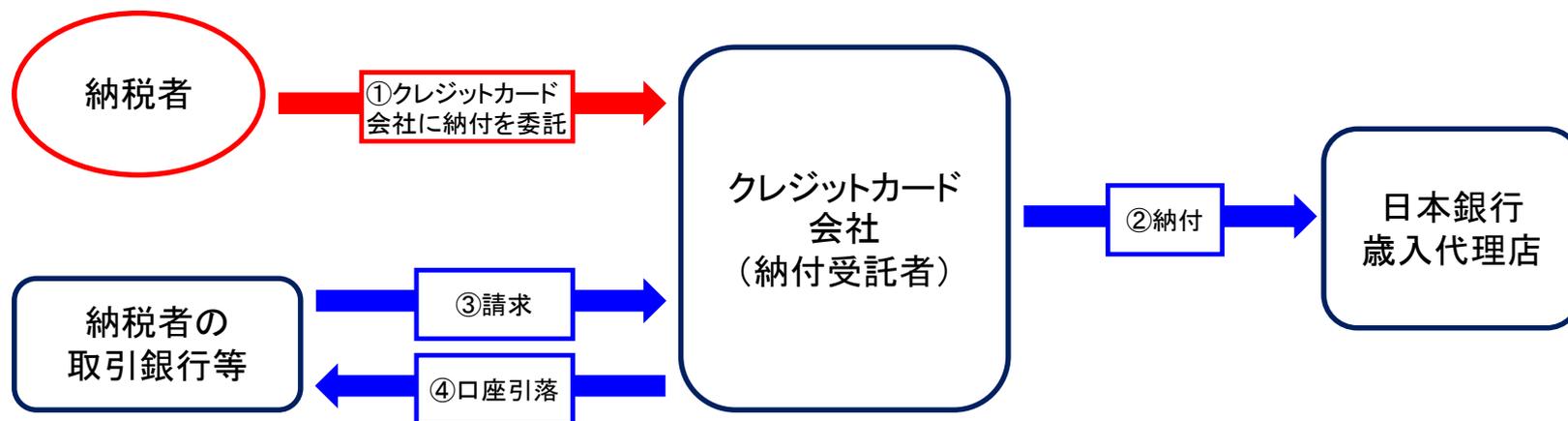
※上記①②は、平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。

ただし、平成27年12月31日までに締結した契約に基づき平成28年4月1日以後に高額資産の仕入れ等を行った場合には適用されません。

## 4. 納税環境整備

### (1) クレジットカード納付制度の創設

国税についてインターネット上でのクレジットカード納付を可能とする制度が創設されます。



※1 国税庁長官が指定する納付受託者が、納税者から納付の委託を受けた日に国税の納付があったものみなして、延滞税・利子税等に関する規定が適用されます。

※2 平成29年1月4日以後に国税の納付を委託する場合について適用されます。

## 4. 納税環境整備

### (2) 加算税制度の見直し-①

※1 事前通知から更正又は決定があるべきことを予知する前にされた修正申告に基づく過少申告加算税が新たに課されることとなります。

内容	現行	改正案
修正申告に基づく過少申告加算税	0%	5%
		10% 【※1】
期限後申告又は修正申告に基づく無申告加算税	5%	10%
		15% 【※2】

【※1】 期限内申告税額と50万円のいずれか多い額を超える部分は10%

【※2】 納付すべき税額が50万円を超える部分は15%

※ 源泉所得税に係る不納付加算税については、見直しの対象とはされていません。

※ 平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

## 4. 納税環境整備

### (2) 加算税制度の見直し-②

※2 短期間に繰り返して行われる無申告又は仮装・隠蔽について、加算税の加重措置が導入されます。

期限後申告等(※)があった場合において、その期限後申告等があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その期限後申告等に係る税目について無申告加算税(更正予知によるものに限る。)又は重加算税を課されたことがあるときは、それぞれの加算税の割合に10%の加重措置が課されます。

※ 期限後申告若しくは修正申告(更正予知によるものに限る。)又は更正若しくは決定等

内容		現行	改正案
無申告加算税		15%	25%
		20%【※】	30%【※】
重加算税	過少申告・不納付	35%	45%
	無申告	40%	50%

【※】 納付すべき税額が50万円を超える部分の割合

※ 過少申告加算税及び源泉所得税に係る不納付加算税については、見直しの対象とはされていません。

※ 平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用されます。

# ご 案 内

私共は、クライアント様の目指す将来構想の達成(Achieve)の為の財務的な手段(Means)を構築し、提供することを事業理念としております。

その夢を実現して頂く為に、

「現時点では、どのような財務状況になっているのか」(現状分析)

「どのような手段を活用することが望ましいか」(手段の検討)

「経済環境の変化などに、どのように対応していくべきか」(対策のメンテナンス)

を検討・実践し、従来型税理士業務のひとつでもある「記帳代行」「申告書作成」業務の枠を超えて、クライアント様の繁栄に寄与していきたいと考えております。

## 《株式会社AMTA (A Means To Achieve) 業務内容》

- ・事業承継対策策定
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・非上場会社株価算定コンサルティング
- ・事業計画策定コンサルティング
- ・組織再編策定コンサルティング
- ・資産承継(相続)対策策定(物納支援)
- ・各種セミナー講師

## 《中島税理士事務所 業務内容》

- ・法人税申告業務
- ・所得税申告業務
- ・相続税申告業務
- ・その他各税目申告業務
- ・予測損益、キャッシュフロー会計コンサルティング
- ・月次決算支援業務

・お問い合わせは、お気軽に表紙連絡先又は、HPアドレス(URL:<http://www.nkj-zei.com>)からアクセスして下さい。